

令和2年度居宅介護事業所さんぽーと事業計画

基本方針

さんぽーとは、地域福祉に立脚した居宅介護支援等を進めることにより、障がい者が地域の中で安定、充実した生活が営めるよう、下記の事業を運営する事で社会参加や余暇活動に対する支援を行う。

- (1) 行動援護：自己判断能力が制限されている方の移動に際し、危険回避のための支援を行う
- (2) 居宅介護（ホームヘルプ）：自宅での掃除、食事、排泄、入浴、通院等の介護を行う
- (3) 重度訪問介護：常に介助を必要とする重度障害者に対して、入浴、食事等の介護を行う
- (4) 移動支援：社会参加、余暇活動への支援を行う（市町村事業）

また、安全で安心できる支援が提供できるよう、登録ヘルパーも含めた職員研修を実施するとともに、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等に立脚した人権研修を行う
また、当事者および家族を対象とした満足度調査を引き続き継続実施することにより、利用者等のニーズを把握し、職員の資質向上及びサービス内容の充実に努める

1. 経営理念

利用者それぞれの生活の場で豊かで安全な生活が営めるよう、利用者のニーズを尊重した居宅介護支援、行動援護等のサービスを提供する。

また、地域生活支援センターさんねっと、高井田苑、法人内共同生活援助事業所（ホームにじ等）との連携を図りながら、在宅生活の充実、社会参加の促進及び余暇支援を行う。

2. 経営方針

職員の専門性向上に向けて、登録ヘルパーも含めた事業所内でのカンファレンス(OJT)、大阪府社会福祉協議会等が主催する介護研修等(OFF-JT)を受講することで、居宅支援の技法を学ぶと共に伝達研修等により各支援員のスキルアップを図る。

また、地域における在宅支援の事業所として信頼されるサービスを提供しつつ、安定運営のためのサービス提供責任者の育成を行うことで人材確保や収入の増加を図る。

3. 令和2年度の特別強化学業

- (1) 会議や研修を通して、地域生活支援センターさんねっと、高井田苑、ホームにじ等の法人内事業所との連携を強化する
- (2) 利用者ニーズの把握と居宅支援のサービスの質の向上を目的に、引き続き利用者満足度（ニーズ）調査を実施する
- (3) 研修計画の策定と実施
 - ①虐待防止等の人権意識を高めるため、参加型を基本とした人権研修の実施
 - ②支援技術等のスキルアップを図るための資料提供や講習会の実施

令和 2 年度事業一覧

<さんぽーと>

事業名	事業内容
居宅介護（ホームヘルプ）	在宅の障がい者に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者について、余暇活動等の外出の際に移動の支援を行う